

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	生活保護法による保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山口県は、生活保護法による保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

山口県知事

公表日

令和8年1月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護法による保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法に基づき、生活保護に関する事務を行っている。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務</p> <p>特定個人情報ファイルは、上記事務に係る要保護者(被保護者含む)の本人確認、状況把握に用い る。</p> <p>(1)要保護者(被保護者含む)の提出書類等(関係機関からの情報を含む)に記載された個人情報の確 認 (2)情報提供ネットワークシステムを利用した他機関との情報連携</p>
③システムの名称	生活保護事務処理支援システム、中間サーバー、統合宛名システム、レセプト管理システム、統合専用 端末、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
要保護者(被保護者含む)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表23の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、 141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項</p> <p>【照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、43の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山口県健康福祉部厚政課
②所属長の役職名	山口県健康福祉部厚政課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	山口県総務部 学事文書課 情報公開・文書班 〒753-8501 山口市滝町1番1号 TEL 083-933-2576
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	山口県健康福祉部 厚政課 保護医療班 〒753-8501 山口市滝町1番1号 TEL 083-933-2727 山口県柳井健康福祉センター福祉部 保護課 〒742-0031 柳井市南町2丁目9-3 TEL 0820-22-3777
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1,000人未満(任意実施) 〕 <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]

＜選択肢＞

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[委託しない]

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[提供・移転しない]

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[接続しない(入手)]

[接続しない(提供)]

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。また、マイナンバーを扱う職員を限定し、複数人での確認および上長による最終確認を行い、その記録を残していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

9. 監査

実施の有無 [自己点検] [内部監査] [外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	生活保護システムへのアクセスが可能な職員は、ICカード及びパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っているため、権限のない者によって不正に利用されるリスクへの対応は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 【提供ができる根拠規定】 内閣府総務省令第7号別表第二の項(10、14、16、24、26、27、28、30、31、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120) 【照会ができる根拠規定】 別表第二の26の項 内閣府総務省令第7号第19条	番号法第19条第8号 【提供ができる根拠規定】 別表第二の項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120) 内閣府総務省令第7号 【照会ができる根拠規定】 別表第二の26の項 内閣府総務省令第7号	事後	
令和3年8月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	山口県健康福祉部 厚政課 保護医療班 〒753-8501 山口市滝町1番1号 TEL 083-933-2727 山口県柳井健康福祉センター福祉部生活保護課 〒柳井市古開作658-1 TEL 0820-22-3777	山口県健康福祉部 厚政課 保護医療班 〒753-8501 山口市滝町1番1号 TEL 083-933-2727 山口県柳井健康福祉センター福祉部 保護課 〒柳井市南町3丁目9-3 TEL 0820-22-3777	事後	
令和8年1月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護事務処理支援システム、中間サーバ、統合宛名管理システム	生活保護事務処理支援システム、中間サーバー、統合宛名システム、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和8年1月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項 内閣府総務省令第5号第15条	番号法第9条第1項 別表23の項	事後	
令和8年1月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 【提供ができる根拠規定】 別表第二の項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120) 内閣府総務省令第7号 【照会ができる根拠規定】 別表第二の26の項 内閣府総務省令第7号	【提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 【照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、43の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	
令和8年1月20日	IIしきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	
令和8年1月20日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない	事後	
令和8年1月20日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和8年1月20日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクの対策は十分か	—	十分である	事後	様式変更による
令和8年1月20日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。また、マイナンバーを扱う職員を限定し、複数人での確認および上長による最終確認を行い、その記録を残していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更による
令和8年1月20日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月20日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	様式変更による
令和8年1月20日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	生活保護システムへのアクセスが可能な職員は、ICカード及びパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っているため、権限のない者によって不正に利用されるリスクへの対応は十分であると考えられる。	事後	様式変更による